

糸島市補助金設計書

所管課 子育て支援課

補助金名称	ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用助成金
区分	⑤その他の事業補助（扶助的）
該当例規等	糸島市ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い実施要綱

【長期総合計画体系】

基本目標1_未来社会で輝く子どもを育むまちづくり

政策1_子育て・親育ちの支援の充実

施策②_妊娠から出産・子育ての切れ目のない支援

1 補助の目的

ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの積極的勧奨の差控えにより、定期予防接種の機会を逃した平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けたものについて、当該接種費用の一部または全部を助成することで、公平性の担保及び市民の経済的負担を軽減することを目的とする。

2 成果指標

3 補助対象事業・補助対象者

【補助対象事業】

【補助対象者】

市内に住民登録を有し、平成9年4月2日から平成17年4月1日までの間に生まれた女子であって、定期接種の対象年齢を過ぎてヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種を受けたもの

4 補助対象(外)経費

【補助対象経費】

ヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種費用

【補助対象外経費】

5 補助率・補助限度額、積算根拠

【補助率】

% 又は 分の

【補助限度額】

1回あたり17,069円(委託料
単価)

【積算根拠ほか】

※領収書紛失等任意接種費用の証明ができない場合は一律13,000円/回

6 補助期間(期間終了後の継続及び終了の判断は、必要性や成果等の検証により行う)

令和 6 年度 まで

当該ワクチンの積極的勧奨の差控えにより、定期予防接種の機会を逃した者に対する接種機会の確保として実施するキャッチアップ接種とともに、令和7年3月末までの時限処置